



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年12月4日（水） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
農政部	次長	高井尚治	直通 058-272-8415 FAX 058-278-2680
家畜防疫 対策課	家畜防疫 対策監	小林弘明	直通 058-272-8446 FAX 058-278-3533

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る搬出制限区域の解除について

11月19日に、岐阜県本巣市内の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン県内1例目）について、国との協議の結果、下記のとおり搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10km）を解除するとともに、消毒ポイントを一部閉鎖しました。

記

1 搬出制限区域の解除日時

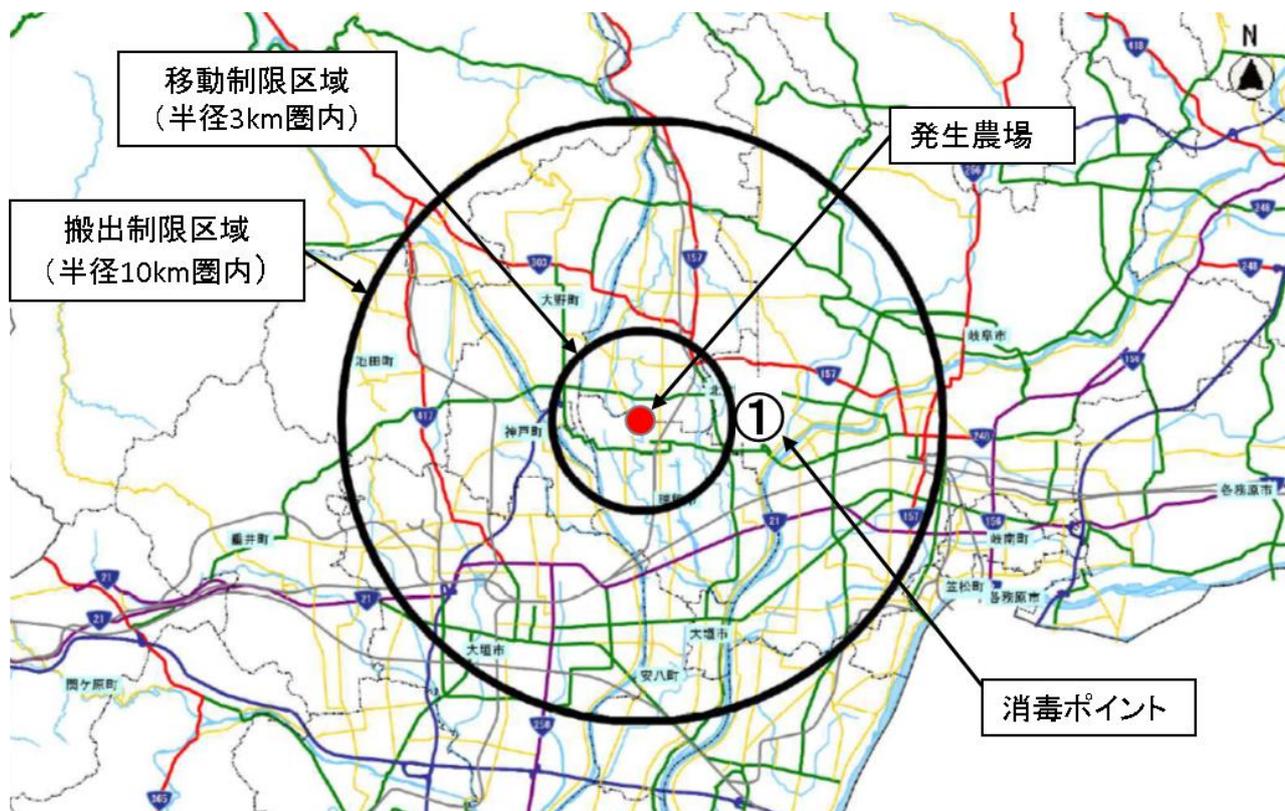
令和6年12月4日（水） 午前0時

2 消毒ポイントの変更

搬出制限区域の解除に伴い終了する消毒ポイント（2箇所）

	施設名	住所	消毒方法	消毒対象
1	富有柿の里	本巣市上保 1-1-1	噴霧	畜産関係 車両
2	JAぎふ足近カントリーエレベーター	羽島市足近町 3-267	噴霧	畜産関係 車両

※ 継続する消毒ポイントの場所は、別紙地図を参照。



継続する消毒ポイント（1箇所）

	施設名	住所	消毒方法	消毒対象
①	北方町総合体育館	本巣郡北方町高屋 石末 1-9	噴霧	畜産関係 車両

※自主的に設置している県内5箇所の消毒ポイントについては、搬出制限区域解除後も継続されます。

参考 「自主消毒ポイントの設置について」

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20064.html>

3 移動制限区域の解除日時

令和6年12月14日 午前0時 予定